

押印を求める手続の見直し等に伴う関係規則の整備に関する規則

(我孫子市保育手当支給条例施行規則等の一部改正)

第1条 次に掲げる規則の規定中「㊟」を削る。

- (1) 我孫子市保育手当支給条例施行規則(昭和49年規則第24号)様式第1号、様式第4号及び様式第5号
- (2) 我孫子市緑地等の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則(昭和56年規則第14号)様式第1号、様式第4号、様式第5号、様式第8号、様式第10号の2から様式第11号まで及び様式第16号
- (3) 我孫子市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(昭和56年規則第21号)様式第1号及び様式第2号
- (4) 我孫子市特定疾病療養者援助金支給規則(昭和57年規則第5号)様式第1号及び様式第2号
- (5) 我孫子市土地区画整理事業助成及び負担に関する規則(昭和62年規則第10号)様式第1号から様式第4号まで及び様式第6号から様式第8号まで
- (6) 我孫子市国民健康保険はり、きゅう、あん摩等施設利用規則(昭和63年規則第29号)様式第6号
- (7) 我孫子市補助金等交付規則(平成元年規則第23号)様式第6号
- (8) 我孫子市土地区画整理事業清算金徴収交付事務取扱規則(平成4年規則第4号)様式第2号、様式第4号、様式第10号及び様式第12号
- (9) 我孫子市市民農園条例施行規則(平成5年規則第29号)様式第4号及び様式第8号
- (10) 我孫子市環境条例施行規則(平成9年規則第36号)様式第5号及び様式第8号
- (11) 我孫子市手賀沼沿い斜面林保全条例施行規則(平成11年規則第21号)様式第1号、様式第3号、様式第8号及び様式第10号から様式第13号まで
- (12) 土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に関する

条例施行規則（平成12年規則第16号）様式第1号及び様式第2号

- (13) 我孫子市障害者等在宅生活支援事業規則（平成12年規則第41号）様式第12号
- (14) 駅前広場タクシープールの使用に関する規則（平成13年規則第8号）様式第1号及び様式第2号
- (15) 我孫子市自治会活動助成金交付規則（平成13年規則第16号）様式第3号
- (16) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年規則第16号）様式第1号から様式第11号まで
- (17) 我孫子市市民投票条例施行規則（平成16年規則第25号）様式第6号
- (18) 我孫子市障害者の自動車運転免許取得及び自動車改造に要する費用の助成に関する規則（平成18年規則第46号）様式第9号及び様式第10号
- (19) 我孫子市後期高齢者医療はり、きゅう、あん摩等施設利用規則（平成20年規則第23号）様式第6号
- (20) 我孫子市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成20年規則第69号）様式第1号、様式第3号から様式第9号まで及び様式第12号から様式第14号まで
- (21) 新木行政サービスセンター会議室管理規則（平成22年規則第27号）様式第5号及び様式第7号
- (22) 我孫子市における建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則（平成23年規則第45号）様式第4号
- (23) 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成24年規則第48号）様式第1号、様式第4号及び様式第7号から様式第9号まで
- (24) 我孫子市放課後児童健全育成事業の届出に関する規則（平成27年規則第36号）様式第1号から様式第3号まで
- (25) 我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する

る条例施行規則（平成27年規則第43号）様式第2号、様式第3号、様式第9号、様式第13号、様式第15号から様式第17号まで、様式第26号、様式第31号、様式第43号、様式第45号及び様式第46号

(26) 我孫子市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則（令和2年規則第43号）様式第12号及び様式第15号

(27) 布佐行政サービスセンター会議室管理規則（令和2年規則第68号）様式第5号及び様式第7号

（我孫子市中小企業資金融資条例施行規則の一部改正）

第2条 我孫子市中小企業資金融資条例施行規則（昭和49年規則第12号）の一部を次のように改正する。

様式第6号中「㊟」を削り、

「

利子補給金交付 請求額	年	月	日から	
	年	月	日まで	円
			日間	年利 %

」を

「

利子補給金交付 請求額	年	月	日から	
	年	月	日まで	円
			日間	年利 %
口座振込先	金融機関名		支店名	
	口座番号		区分	普通・当座
	口座名義人 (カタカナ)			

」に

改める。

様式第6号の2中「㊟」を削る。

（我孫子市都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規則の一部改正）

第3条 我孫子市都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規則（昭和57年規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第4号及び様式第7号中「㊟」を削る。

様式第10号中

「

納付（入）者 氏 名	印
---------------	---

」を

「

納付（入）者 氏 名	
---------------	--

」に、

「記載し、押印してください」を「記載してください」に、「印（続柄）」を「（続柄）」に、「氏名 印」を「氏名」に改める。

様式第13号及び様式第15号から様式第17号までの規定中「㊟」を削る。

（我孫子市財務規則の一部改正）

第4条 我孫子市財務規則（昭和62年規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（請求書による原則）</p> <p>第68条 略</p> <p>2 前項の請求書には、請求の内容及び計算の基礎を明らかにした明細の記載があり、債権者の押印がなければならない。この場合において、請求書が代表又は<u>代理人名義</u>のものであるときは、その資格権限の表示がなければ</p>	<p>（請求書による原則）</p> <p>第68条 略</p> <p>2 前項の請求書には、請求の内容及び計算の基礎を明らかにした明細の記載があり、債権者の押印がなければならない。この場合において、請求書が代表又は<u>代理人名義</u>のものであるときは、その資格権限の表示がなければ</p>

ならない。

3 前項前段の規定にかかわらず、**正当な債権者から提出された請求書であることが確認できる**場合は、債権者の押印を省略することができる。

4 から 6 まで 略

(入札の無効)

第130条 次の各号のいずれかに該当する一般競争入札に係る入札書（当該入札が電子入札案件の場合にあつては前条第2項の規定による電子調達システムへの送信、当該入札が公有財産売却システム案件の場合にあつては同条第4項の規定による公有財産売却システムへの登録）は、無効とする。

(1)から(3)まで 略

(4) 代表者又は年間代理人（別に定める入札参加資格者名簿に記載されている代理人をいう。次号において同じ。）の記名がない入札書

(5) 代表者又は年間代理人の押印を省略した場合において、責任者若しくは担当者の氏名又は連絡先の記載がない入札書

(6) 略

(7) 略

(出納職員の事務引継ぎ)

第211条 略

ならない。

3 前項前段の規定にかかわらず、**会計管理者が特に認める**場合は、債権者の押印を省略することができる。

4 から 6 まで 略

(入札の無効)

第130条 次の各号のいずれかに該当する一般競争入札に係る入札書（当該入札が電子入札案件の場合にあつては前条第2項の規定による電子調達システムへの送信、当該入札が公有財産売却システム案件の場合にあつては同条第4項の規定による公有財産売却システムへの登録）は、無効とする。

(1)から(3)まで 略

(4) 略

(5) 略

(出納職員の事務引継ぎ)

第211条 略

2 略

3 前2項の規定による事務の引継ぎは、出納職員事務引継書（第111号様式）に、関係書類、現金、物品その他の物件並びに出納員（専ら物品の出納及び保管の事務を掌る者を除く。）の異動に係るものにあつては、異動の日現在をもつて作成した保管金現在高計算書（第112号様式）を添えてしなければならない。この場合において、帳簿の引継ぎにあつては、その最終記帳の次に引継年月日を記載しなければならない。

4 略

（割印）

第312条 数葉をもつて1通とする請求書、契約書等には、債権者又は当事者の印による割印を押さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、請求書に押印がないときは、数葉をもつて1通であることを証明する事項を当該請求書に記載することをもつて割印を省略することができる。

2 略

3 前2項の規定による事務の引継ぎは、出納職員事務引継書（第111号様式）に、関係書類、現金、物品その他の物件並びに出納員（専ら物品の出納及び保管の事務を掌る者を除く。）の異動に係るものにあつては、異動の日現在をもつて作成した保管金現在高計算書（第112号様式）を添えてしなければならない。この場合において、帳簿の引継ぎにあつては、その最終記帳の次に引継年月日を記載し、引継者及び引受者が押印しなければならない。

4 略

（割印）

第312条 数葉をもつて1通とする請求書、見積書、契約書等には、債権者又は当事者の印による割印を押さなければならない。

第13号様式（その2）中「財政担当部長確認 ㊟」を削る。

第53号様式中

「

資金前渡職員名	印

」を

「

資金前渡職員名

」に、

「

前渡資金整理簿記載	年 月 日	㊟
-----------	-------	---

」を

「

前渡資金整理簿記載	年 月 日
-----------	-------

」に改める。

第54号様式中「㊟」を削る。

第56号様式中「印」を削る。

第57号様式中「及び第177条関係」を「、第177条関係」に、

「

扱 印	
--------	--

「

取扱者	
-----	--

」を

」に改める。

第59号様式(その3)中「及び第187条関係」を「、第187条関係」に改め、「㊟」を削る。

第61号様式中「㊟」を削る。

第66号様式中「㊟」を削る。

第68号様式中「㊟」を削る。

第83号様式(その1)中

「 名 称 印
代表者氏名 」を

「 名 称
代表者氏名 印

※ 以下は、押印を省略する場合のみ記載すること
(連絡先は2以上記載すること。)

本件責任者氏名：

担当者氏名：

連絡先： 」に

改める。

第94号様式中

「

保管有価証券整理簿記載	/ ㊟	保管有価証券出納簿記載	㊟
-------------	-----	-------------	---

」を

「

保管有価証券整理簿記載者		保管有価証券出納簿記載者	
--------------	--	--------------	--

」に

改める。

第95号様式、第111号様式及び第112号様式中「㊟」を削る。

第128号様式、第130号様式、第133号様式、第134号様式、第136号様式及び第160号様式中「印」を削る。

第164号様式中「㊟」を削り、「してよいでしょうか」を「してよろしいか伺います」に改める。

第165号様式中「㊟」を削り、「認められますから」を「認められるため」に、「してよいでしょうか」を「してよろしいか伺います」に改める。

第166号様式中「㊟」を削る。

第167号様式中「㊟」を削り、「してよいでしょうか」を「してよろしいか伺います」に改める。

第169号様式中「㊟」を削る。

第170号様式中「㊟」を削り、「免除してよいでしょうか」を「免除してよろしいか伺います」に改める。

第173号様式中「㊟」を削る。

第177号様式中「㊟」を削り、「処分してよいでしょうか」を「処分してよろしいか伺います」に改める。

第179号様式中「㊟」を削る。

(我孫子市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 我孫子市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則(平成8年規則第37号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」及び「※ 記名押印に代えて署名することができます。」を削る。

様式第6号及び様式第7号中「㊟」及び「※記名押印に代えて署名することができます。」を削る。

(我孫子市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 我孫子市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(平成9年規則第42号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中

「

夫	住所 _____ 氏名 _____ ㊟	妻	住所 _____ 氏名 _____ ㊟
---	------------------------	---	------------------------

」を

「

夫	住所 _____ 氏名 _____	妻	住所 _____ 氏名 _____
---	----------------------	---	----------------------

」に

改める。

(我孫子市水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給規則の一部改正)

第 7 条 我孫子市水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給規則（平成 18 年規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(融資あっせんの申請)</p> <p>第 7 条 この規則に基づき改造資金の融資あっせんを受けようとする者は、対象工事の施工前に、我孫子市水洗便所等改造資金融資あっせん申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p>	<p>(融資あっせんの申請)</p> <p>第 7 条 この規則に基づき改造資金の融資あっせんを受けようとする者は、対象工事の施工前に、我孫子市水洗便所等改造資金融資あっせん申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。</p> <p><u>(1) 印鑑登録証明書</u></p> <p><u>(2)</u> 略</p> <p><u>(3)</u> 略</p> <p><u>(4)</u> 略</p>

様式第 1 号中「㊟」を削り、

- 「1 印鑑登録証明書
2 工事に関する見積書
3 建築物の所有者の施工同意書
4 その他（ ）」を

- 「1 工事に関する見積書
2 建築物の所有者の施工同意書
3 その他（ ）」に改める。

様式第 4 号、様式第 5 号及び様式第 7 号中「㊟」を削る。

(我孫子市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第 8 条 我孫子市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成 19 年規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

様式第 35 号中

「住所

氏名 ㊟」を

「住所

氏名 」に改める。

様式第 3 6 号中「㊟」を削り、

「注） 1 請求金額については、補装具総額から保険者負担額及び自己負担 1 割の金額（負担上限月額が設定されている者については、自己負担上限管理票を確認の上、負担上限月額に達するまでの額）を控除した額を記入すること。

2 請求者が個人である場合、請求者欄の氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

」を

「注） 請求金額については、補装具総額から保険者負担額及び自己負担 1 割の金額（負担上限月額が設定されている者については、自己負担上限管理票を確認の上、負担上限月額に達するまでの額）を控除した額を記入すること。

」に

改める。

様式第 3 8 号中

「（障害者又は障害児の保護者） 氏名 _____ ㊟」を

「（障害者又は障害児の保護者） 氏名 _____ 」に、

「代表者氏名 _____ ㊟」を

「代表者氏名 _____ ㊟

※ 受任者名義の口座に振り込む場合は、受任者の押印を省略することができます。 _____」に

改める。

（我孫子市における母子保健法に基づく養育医療の給付等に関する規則の一部改正）

第 9 条 我孫子市における母子保健法に基づく養育医療の給付等に関する規則（平成 2 5 年規則第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

様式第7号中「請求者 住所
氏名

④」を

「請求者 住所
氏名

」に改める。

(我孫子市下水道事業会計規則の一部改正)

第10条 我孫子市下水道事業会計規則(令和2年規則第58号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(請求書による原則) 第29条 略 2 略 3 前項前段の規定にかかわらず、 <u>正当な債権者から提出された請求書であることが確認できる</u> 場合は、債権者の押印を省略することができる。 4 から 6 まで 略 (<u>領収書</u> の徴収) 第47条 略	(請求書による原則) 第29条 略 2 略 3 前項前段の規定にかかわらず、 <u>企業出納員が特に認める</u> 場合は、債権者の押印を省略することができる。 4 から 6 まで 略 (<u>領収書等</u> の徴収) 第47条 略 <u>2 前項の場合における債権者の領収印は、請求書に押印のあるものについては、当該請求書に押印したものと同一のものでなければならない。ただし、債権者が紛失その他やむを得ない理由により印鑑を証明する書類を添えて改印した旨を申し出た場合は、この限りでない。</u>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の次に掲げる規則の規定に基づき作成された様式用の紙で、現に残存するものは、必要な調整をした上、なお当分の間、使用することができる。

(1) 我孫子市保育手当支給条例施行規則

(2) 我孫子市緑地等の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則

(3) 我孫子市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則

(4) 我孫子市特定疾病療養者援助金支給規則

(5) 我孫子市土地区画整理事業助成及び負担に関する規則

(6) 我孫子市国民健康保険はり、きゅう、あん摩等施設利用規則

(7) 我孫子市補助金等交付規則

(8) 我孫子市土地区画整理事業清算金徴収交付事務取扱規則

(9) 我孫子市市民農園条例施行規則

(10) 我孫子市環境条例施行規則

(11) 我孫子市手賀沼沿い斜面林保全条例施行規則

(12) 土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に関する
条例施行規則

(13) 我孫子市障害者等在宅生活支援事業規則

(14) 駅前広場タクシープールの使用に関する規則

(15) 我孫子市自治会活動助成金交付規則

(16) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則

(17) 我孫子市市民投票条例施行規則

(18) 我孫子市障害者の自動車運転免許取得及び自動車改造に要する費
用の助成に関する規則

(19) 我孫子市後期高齢者医療はり、きゅう、あん摩等施設利用規則

(20) 我孫子市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則

(21) 新木行政サービスセンター会議室管理規則

(22) 我孫子市における建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則

(23) 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する

規則

- (24) 我孫子市放課後児童健全育成事業の届出に関する規則
- (25) 我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則
- (26) 我孫子市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則
- (27) 布佐行政サービスセンター会議室管理規則
- (28) 我孫子市中小企業資金融資条例施行規則
- (29) 我孫子市都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規則
- (30) 我孫子市財務規則
- (31) 我孫子市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則
- (32) 我孫子市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則
- (33) 我孫子市水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給規則
- (34) 我孫子市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則
- (35) 我孫子市における母子保健法に基づく養育医療の給付等に関する規則